

特定調達品目に関する提案募集について（物品・役務）

1. 提案募集の目的・概要

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた「特定調達品目」及びその「判断の基準」の追加、見直し等に係る検討の参考とするため、以下の提案を募集します。

① 「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」の提案

② 現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

※ 環境物品の開発や普及を促進するため、『数年後を目途に「特定調達品目」又は「判断の基準」として位置付けを行うことが見込めるもの』についても、その開発動向等を踏まえ、可能な限り基本方針に位置付けているところです。今年度も引き続き、「数年後を目途に市場化が見込まれる製品等」を念頭においた上記①、②の提案も受け付けることとします。

(2) 本提案募集は、「特定調達品目」及びその「判断の基準」の提案をいただくことを目的とするものであり、特定の商品をご提案いただくものではありません。また、商品の審査及び認証を行うものでもありません。

(3) 現在、基本方針において「特定調達品目」として定めているものは「参考資料1」(P.8~9)のとおりです。

(4) 基本方針の全文については、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

2. 提案募集の対象

(1) 本募集の対象は、物品及び役務（ただし、公共工事を除く。）とします。

(2) 公共工事に関する提案については、別途公表する「特定調達品目に関する提案募集について（公共工事）」により提案を行ってください。

(3) 建物に附帯する設備（照明、空調設備など）などのうち、物品として調達するものについては、本募集の要領に従い、公共工事において設置するものについては、公共工事の品目として（2）により提案を行ってください。物品としての調達及び公共工事における設置の双方での調達可能性のあるものについては、双方に提案いただくことも可能です。

3. 提案資料の提出及びヒアリング

(1) 提案資料

「記入要領」に従い【様式0～3】に必要事項を記載し、以下①～⑥の資料をご提出ください（提案に当たって必要となる提出資料については図1を参照してください）。

<提案資料>

- ① 提案品目自己チェック票 【様式0】 提案品目ごとに 3部
- ② 特定調達品目提案書 【様式1】 提案品目ごとに 3部
- ③ 提案品目の概要 【様式2】 提案品目ごとに 3部
- ④ 提案品目の特性 【様式3】 提案品目ごとに 3部
- ⑤ 上記④の記述の根拠となる資料 提案品目ごとに 3部
(様式は問いません)
- ⑥ 上記①～④の電子ファイルを保存した CD-R 1部
 - 環境省又は経済産業省ホームページよりダウンロードした提案様式のファイル（「〇〇様式0～3.xls」）に必要データを入力し、CD-Rに保存したものを提出してください。
 - 複数の提案がある場合は、①～④について提案品目ごとに Excel ファイルを作成し、ファイル名を提案品目名（「〇〇様式0～3.xls」の「〇〇」の部分提案品目名に変更）としてください。
 - CD-Rには必ず提案団体名を記載し、事前に必ずコンピュータウイルス検査を実施してから提出してください。
 - なお、電子ファイルの提出が困難な場合は、その旨を記載した文書を提出してください。

提案品目及び比較対象品目等について、④の記述に関する⑤の「記述の根拠となる資料」を必ず提出してください。提案する基準を満足する具体的な商品のリスト及びその仕様の概略を必ず添付してください。（カタログ等でも結構です。）

また、環境負荷増大の懸念事項がある場合、その項目、内容、程度について必ず記載してください。

(2) 提案資料の様式のダウンロード

提案資料の様式については、環境省及び経済産業省のホームページよりダウンロードすることができます。（両者に掲載するものは同一のものです。）

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

<http://www.meti.go.jp/policy/environment/index.html>

(3) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

①提出方法

提案資料は、郵送又は持参により提出してください。電子メール又はファクシミリにより提出されたもの、期限を過ぎて提出されたものは受け付けませんので、予めご了承ください。

郵送による場合は、封筒に「特定調達品目提案資料在中」と記載してください。

②提出期間

受付開始：平成 20 年 6 月 12 日（木）

受付締切：平成 20 年 7 月 11 日（金）

※ 郵送による場合は、平成 20 年 7 月 11 日（金）の消印があるものまで有効

※ 持参による場合の受付時間は、平日の 9:45 から 17:30 まで

③提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎第 5 号館 2 5 階

環境省総合環境政策局環境経済課 製品対策係

TEL: 03-5521-8229 （最寄り駅）東京メトロ霞ヶ関駅

(4) 提案者へのヒアリング

必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し（於：東京）、提案内容の確認をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途ご連絡させていただきます。

提出資料一覧

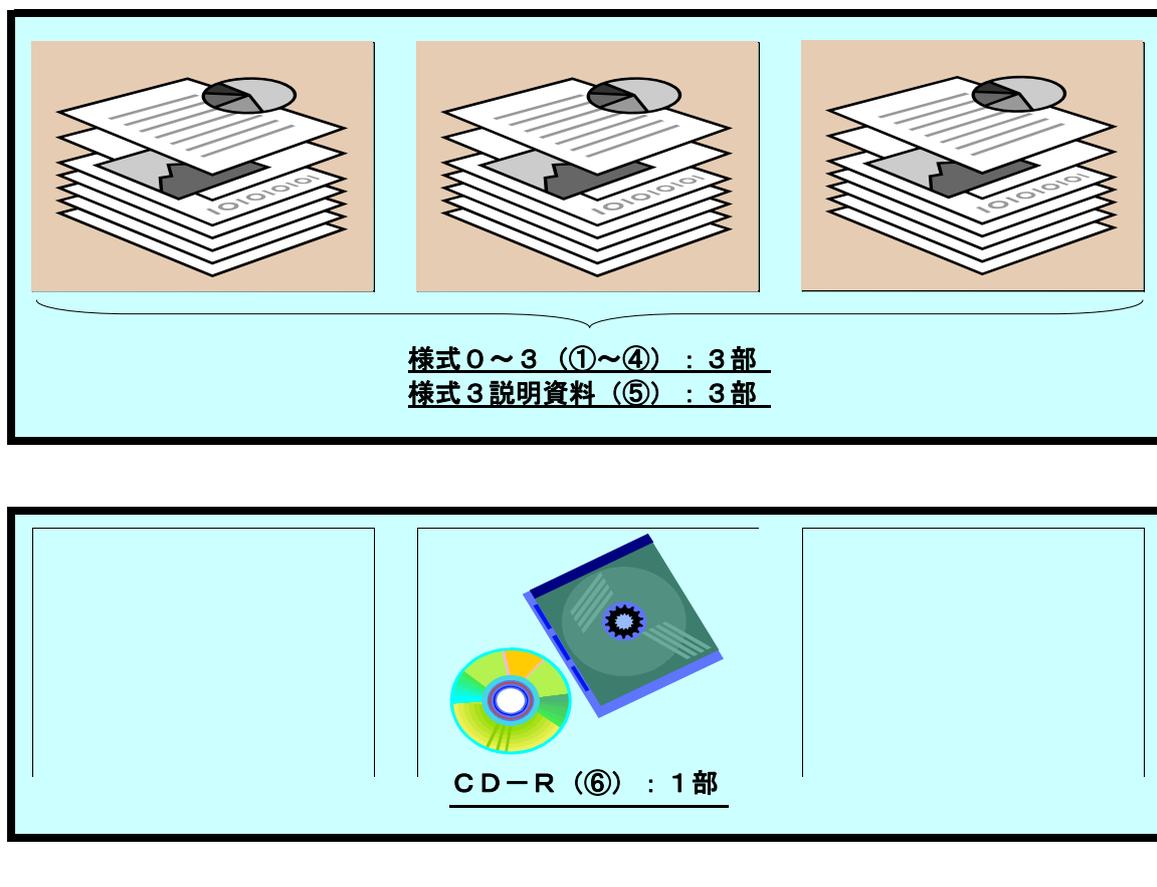


図1 提案に当たって必要となる提出資料

注：() 内の丸数字はp.2の<提案資料>の番号に対応

4. 提案に当たっての留意事項

(1) 提案品目の名称

本提案募集は、グリーン購入法に基づく特定調達品目の候補をご提案いただくことを目的としており、特定の商品をご提案いただくものではありません。(参考資料1)「特定調達品目の一覧」を参考に、特定調達品目となるような一般的な品目名称案を提案してください。

特定の商品名のみでご提案いただいた場合には受け付けられないことがありますのでご注意ください。

(2) 検討に当たっての基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方 (参考資料2参照)に基づき実施します。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりです。

- ① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること
 - 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
 - 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること
- ② 環境負荷低減効果が確認できること
 - 客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
 - 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となります。

- 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

(3) 提案者の提供する情報の取り扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。

万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合、又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

5. 特定調達品目等の検討の進め方

(1) ヒアリングの実施

提案資料に基づく所要の検討後、必要に応じて提案者からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途環境省より日程等を通知します。

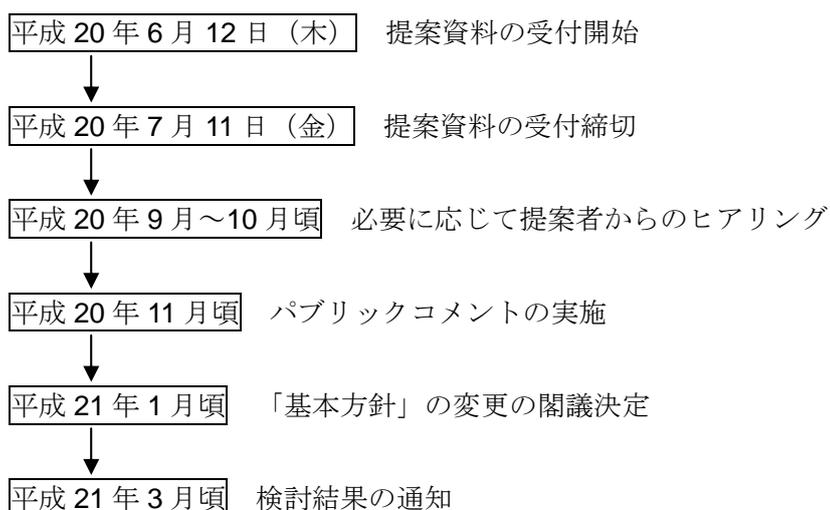
(2) パブリックコメント及び閣議決定

特定調達品目の追加等については、その概要案を公表して一般からの意見の募集（パブリックコメント）を実施したのち、最終案を取りまとめ、閣議決定します。

(3) 検討結果の通知

提案についての検討結果については、環境省より提案者に対して通知します。

(4) 検討スケジュール



6. その他

(1) 追加資料の提出等

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出等をお願いする場合があります。

(2) 提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等に当たっての交通費は、提案者の負担とします。

(3) 提案資料の取り扱い

提案資料は、以下の目的以外には無断で使用しません。また、提案資料は返却しません。

- 特定調達品目及びその判断の基準の検討、作成及び公表
- パブリックコメント
- 検討結果の公表

一般的事項に関する問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境経済課 担当：吉田、三島

TEL: 03-5521-8229 FAX: 03-3580-9568

E-mail: gpl@env.go.jp

製品等の製造、販売、輸入の状況等の専門的事項に関する問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境調和産業推進室 担当：高橋

TEL: 03-3501-1679 FAX: 03-3501-7697

(4) 提出資料に使用する物品

提出資料に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、可能な限り判断の基準を満たしている物品を使用してください（各様式用の紙、CD-R のケース等）。

また、資料は両面印刷にてご提出いただく等、環境負荷にご配慮ください。

7. 資料

(1) (参考資料1)「特定調達品目の一覧」(P. 8～9)

(2) (参考資料2)「環境物品の調達の推進に関する基本方針」(抜粋)(P. 10～)

基本方針の全文については、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

特定調達品目の一覧 (平成20年2月5日閣議決定)

特定調達品目			特定調達品目		
分野	品目数	品目名称	分野	品目数	品目名称
紙類	8	コピー用紙			のり(液状)(補充用を含む。)
		フォーム用紙			のり(澱粉のり)(補充用を含む。)
		インクジェットカラープリンター用塗工紙			のり(固形)
		ジアゾ感光紙			のり(テープ)
		印刷用紙(カラー用紙を除く)			ファイル
		印刷用紙(カラー用紙)			バインダー
		トイレトペーパー			ファイリング用品
		ティッシュペーパー			アルバム
文具類	81	シャープペンシル			つづりひも
		シャープペンシル替芯			カードケース
		ボールペン			事務用封筒(紙製)
		マーキングペン			窓付き封筒(紙製)
		鉛筆			けい紙
		スタンプ台			起案用紙
		朱肉			ノート
		印章セット			パンチラベル
		印箱			タックラベル
		公印			インデックス
		ゴム印			付箋紙
		回転ゴム印			付箋フィルム
		定規			黒板拭き
		トレー			ホワイトボード用イレーザー
		消しゴム			額縁
		ステープラー			ごみ箱
		ステープラー針リムーバー			リサイクルボックス
		連射式クリップ(本体)			缶・ボトルつぶし機(手動)
		事務用修正具(テープ)			名札(机上用)
		事務用修正具(液状)			名札(衣服取付型・首下げ型)
		クラフトテープ			鍵かけ(フックを含む。)
		粘着テープ(布粘着)			チョーク
		両面粘着紙テープ			グラウンド用白線
		製本テープ			
		ブックスタンド			
		ペンスタンド			
		クリップケース			
		はさみ			
		マグネット(玉)			
		マグネット(バー)			
		テープカッター			
		パンチ(手動)			
		モルトケース(紙めくり用スポンジケース)			
		紙めくりクリーム			
		鉛筆削(手動)			
		OAクリーナー(ウエットタイプ)			
		OAクリーナー(液タイプ)			
		ダストブロワー			
		レターケース			
		メディアケース			
		マウスパッド			
		OAフィルター(枠あり)			
		丸刃式紙裁断機			
		カッターナイフ			
		カッティングマット			
		デスクマット			
		OHPフィルム			
絵筆					
絵の具					
墨汁					
		オフィス家具等	10	いす	
				机	
				棚	
				収納用什器(棚以外)	
				ローパーティション	
				コートハンガー	
				傘立て	
				掲示板	
				黒板	
				ホワイトボード	
			OA機器	17	コピー機
					複合機
					拡張性のあるデジタルコピー機
					電子計算機
					プリンタ
					プリンタ/ファクシミリ兼用機
					ファクシミリ
					スキャナ
					磁気ディスク装置
					ディスプレイ
					シュレッダー
					デジタル印刷機
					記録用メディア
					一次電池又は小形充電式電池
					電子式卓上計算機
					トナーカートリッジ
					インクカートリッジ

家電製品	5	電気冷蔵庫
		電気冷凍庫
		電気冷凍冷蔵庫
		テレビジョン受信機
電気便座		
エアコンディショナー等	3	エアコンディショナー
		ガスヒートポンプ式冷暖房機
		ストーブ
温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器
		ガス温水機器
		石油温水機器
		ガス調理機器
照明	5	蛍光灯照明器具
		LED照明器具
		LEDを光源とした内照式表示灯
		蛍光灯ランプ(直管型:大ききの区分40形蛍光灯ランプ)
		電球形のランプ
自動車等	5	自動車
		ETC対応車載器
		カーナビゲーションシステム
		一般公用車用タイヤ
		2サイクルエンジン油
消火器	1	消火器
制服・作業服	2	制服
		作業服
インテリア・寝装寝具	10	カーテン
		布製ブラインド
		タフテッドカーペット
		タイルカーペット
		織じゅうたん
		ニードルパンチカーペット
		毛布
		ふとん
		ベッドフレーム
		マットレス
作業手袋	1	作業手袋
その他繊維製品	3	集会用テント
		ブルーシート
		防球ネット
設備	5	太陽光発電システム
		太陽熱利用システム
		燃料電池
		生ゴミ処理機
		節水機器
防災備蓄用品	6	ペットボトル飲料水
		アルファ化米
		乾パン
		缶詰
		レトルト食品
非常用携帯燃料		
公共工事	58	建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
		地盤改良用製鋼スラグ
		高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
		再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入路盤材
		再生骨材等

業務	13	間伐材
		高炉セメント
		フライアッシュセメント
		エコセメント
		透水性コンクリート
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
		下塗用塗料(重防食)
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
		バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
		環境配慮型道路照明
		陶磁器質タイル
		断熱サッシ・ドア
		製材
		集成材
		合板
		単板積層材
		フローリング
		パーティクルボード
		繊維版
		木質系セメント板
		ビニル系床材
		断熱材
		照明制御システム
		変圧器
		吸収冷温水機
		水蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
		自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小機器
水洗式大便器		
再生材料を使用した型枠		
排出ガス対策型建設機械		
低騒音型建設機械		
低品質土有効利用工法		
建設汚泥再生処理工法		
コンクリート塊再生処理工法		
路上再生路盤工法		
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
排水性舗装		
透水性舗装		
屋上緑化		
省エネルギー診断		
印刷		
食堂		
自動車専用タイヤ更生		
自動車整備		
庁舎管理		
植栽管理		
清掃		
害虫防除		
輸配送		
旅客輸送		
蛍光灯機能提供業務		
庁舎等において営業を行う小売業務		

品目数合計

237

環境物品等の調達に関する基本方針（抜粋）

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。